

## さいたま市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要綱

### (設置)

第1条 さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部（以下「対策本部」という。）の新型コロナウイルス感染症の対策方針等について、意見聴取を行うため、さいたま市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

### (意見聴取事項)

第2条 専門家会議の構成員は、次に掲げる事項について専門的な視点から意見を述べることができる。

- (1) 市が実施した、又は実施している新型コロナウイルス感染症への取組
- (2) 市が今後予定する新型コロナウイルス感染症への取組
- (3) その他新型コロナウイルス感染症の対策

### (構成)

第3条 専門家会議は、医師その他感染症に係る専門的知識を有する者及び市職員で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

### (座長)

第4条 専門家会議に座長を置く。

- 2 座長は、さいたま市保健福祉局長とする。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、構成員のうちから座長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

### (任期)

第5条 専門家会議の構成員の任期は、対策本部の解散までとする。

### (会議)

第6条 専門家会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 専門家会議は、非公開とする。ただし、出席した構成員の過半数の同意を得た場合は、公開することができる。

**(事務局)**

第7条 専門家会議の事務を処理するため、総務局危機管理部危機管理課に事務局を置く。

**(その他)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

**附 則**

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。